

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 8 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500182号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500089号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成13年3月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成13年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

A社に平成7年2月10日に採用され、平成13年3月31日付けで退職した。厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日の同年4月1日になるところ、同社の届出誤りにより、退職日と同日になっている。厚生年金保険料は控除されていたので、資格喪失日を平成13年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の退職願、B厚生年金基金における加入員記録及び雇用保険の加入記録により、請求者が平成13年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務担当者は、退職日が月の末日の場合には翌月1日を資格喪失日として届け出ているので、事務手続の誤りと考えられ、請求者については、厚生年金基金の喪失記録が翌月の4月1日となっていることから、厚生年金基金の掛け金分のみ控除して厚生年金保険料を控除しないとは考え難い旨の陳述をしている。

さらに、請求者と近い時期に月末退職している同僚の給与明細書によると、退職月に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成13年2月の厚生年金保険の記録から16万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が請求者に係る資格喪失日を平成13年3月31日として届け出たことが確認できる上、事業主は、請求者の上記に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成13年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500183号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500090号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年12月31日から平成12年1月1日に訂正し、平成11年12月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年12月31日から平成12年1月1日まで

A社に昭和60年4月1日に採用され、平成11年12月31日付けで退職した。厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日の平成12年1月1日になるところ、同社の届出誤りにより、退職日と同日になっている。厚生年金保険料は控除されていたので、資格喪失日を平成12年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「職歴、俸給、賞罰等」が記載された履歴、請求期間当時の事務担当者の回答、B厚生年金基金における加入員記録、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が平成11年12月31日までA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における平成11年11月の厚生年金保険の記録及び請求者から提出のあった給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が請求者に係る資格喪失日を平成11年12月31日として届け出たことが確認できる上、事業主は、請求者の上記に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500184号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500091号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年12月31日から平成12年1月1日に訂正し、平成11年12月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年12月31日から平成12年1月1日まで

A社に昭和54年7月9日に採用され、平成11年12月31日付けで退職した。厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日の平成12年1月1日になるところ、同社の届出誤りにより、退職日と同日になっている。厚生年金保険料は控除されていたので、資格喪失日を平成12年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の「職歴、俸給、賞罰等」が記載された履歴、B厚生年金基金における加入員記録及び雇用保険の加入記録により、請求者が平成11年12月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の事務担当者は、退職日が月の末日の場合には翌月1日を資格喪失日として届け出ているので、事務手続の誤りと考えられ、請求者については、厚生年金基金の喪失記録が翌月の1月1日となっていることから、厚生年金基金の掛け金分のみ控除して厚生年金保険料を控除しないとは考え難い旨の陳述をしている。

さらに、請求期間当時の事務担当者の回答及び請求者と同様に厚生年金保険の資格喪失日が退職日と同日に記録されている同僚が提出した給与明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、平成11年11月の厚生年金保険の記録から44万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が請求者に係る資格喪失日を平成11年12月31日として届け出たことが確認できる上、事業主は、請求者の上記に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に対して誤って提出

し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500180号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500092号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年2月21日、喪失年月日を同年3月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成3年2月21日から同年3月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年2月21日から同年3月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月21日から同年3月21日まで

年金記録を確認したところ、私がA社で勤務した期間が被保険者期間となっていない。当時の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、請求期間当時のA社の事業主及び同僚の陳述から判断すると、請求者が請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年2月21日から同年3月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年2月21日から同年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500332号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500093号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を20万6,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を17万8,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年から平成17年までの給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は20万6,000円、平成16年7月20日は17万8,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500241号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500094号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月25日の標準賞与額を10万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成18年分の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成18年12月25日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成18年12月25日の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる厚生年金保険料控除額(厚生年金基金基本標準掛金を除く。)から、10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成18年12月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500350号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500095号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を40万4,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を24万2,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年から平成17年までの給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は40万4,000円、平成16年7月20日は24万2,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。